



平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 R I S E
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 川畑 喜代之
(JASDAQ:コード番号 8836)
問 合 せ 先 コーポレート統括部
総務部長 杉 山 顕 士
(TEL: 03-5283-0851)

優先配当金請求権の放棄に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の主要株主である Woodhaven Drive II, LLC（以下「優先株主」という。）と優先株主が有する当社のA種優先株式に係る優先配当金請求権の放棄について、下記のとおり合意書を締結することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 合意の内容（合意書の内容）

I 優先株主は、発行会社に対し、優先株主が発行会社の剰余金処分の決定に基づき将来取得すべき優先配当金請求権のうち、1,375,200,000 円（平成 22 年 3 月 31 日に終了した事業年度までに累積した累積未払優先配当金に相当する金額。以下「放棄総額」という。）を放棄する。

2 前項の放棄は、将来の任意のときに発行会社が優先配当金の支払いを決定し優先株主が具体的な優先配当金請求権を取得するのと同時に効力を生じるものとする。

II 上記 I に定める放棄総額は、下記 III に定める第三者に対する譲渡の場合を除き、本合意書締結後に優先株主の有する A 種優先株式数が増減した場合でも変動しないものとする。

III 優先株主は、本合意書締結後にその有する A 種優先株式を発行会社以外の第三者に譲渡する場合、当該譲渡時点までに効力が生じた放棄金額の合計が放棄総額に満たないときは、放棄総額から当該譲渡時点における既放棄額を控除した残額について、譲受人をして本合意書を承継させるものとする。

IV 上記 I 及び II が予定する行為に関して発生する一切の費用は、発行会社が負担するものとし、優先株主に一切迷惑をかけないものとする。

V 本合意に定めのない事項については優先株主・発行会社間の 2007 年 8 月 3 日付優先株式引受契約書に従う。

2. 合意書の締結日

平成 23 年 4 月 28 日

3. 今後の見通し

現時点では、当期の業績に与える影響はありませんが、今後の展開により重大な影響が予想される場合は、速やかに情報開示いたします。

以 上